

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十四号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(低入札価格調査基準価格) 第七条の二（略）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 調査基準価格は、予定価格の三分の二以上百分の九十二以下の範囲内でその都度定めるものとする。</p>	<p>(低入札価格調査基準価格) 第七条の二（略）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 調査基準価格は、予定価格の三分の二以上百分の九十以下の範囲内でその都度定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和五年九月一日から施行する。